

諮問番号：平成30年度諮問第22号

答申番号：平成30年度答申第21号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、一括支給された年金のうち自立更生に当てられる金額などは控除されるので、返還対象額の一部又は全部を返さなくてよい場合があるにもかかわらず、何も控除されていないことから、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

請求人は自動車の購入費及び今後の生活費を控除するよう求めているが、これらの経費を自立更生費として控除することはできない。よって、原処分に違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 原処分は、いずれも生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、一括支給された年金のうち自立更生に当てられる金額などは控除されるので、返還対象額の全部又は一部を返さなくてよい場合に当たるにもかかわらず、何も控除されていないから、原処分は違法又は不当であると主張するが、自動車の購入費用については、請求人及びその妻が今後の自立更生に自動車を要する旨の説明を行ったとする客観的事実は認められず、請求人からの挙証もないから、その必要性を認めることができない。また、今後の生活費については、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性の観点から、真にやむを得ない理由により控除するための特段の事情がある場合に該当するとはいえず、遡及して支給された年金収入を自立更生費として認めることはできない。よって、請求人の主張は採用することができない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年9月19日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月26日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、被保護者が資力を得た際には、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額が法第63条による返還対象となるものの、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立更生を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して差し支えないとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、処理基準に従い、遡及して支給された年金の全額を返還額として原処分を行ったことが認められる。そして、本件の事実関係からは、自立更生の費用として控除すべきものがある特段の事情はうかがわれないから、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点があるということとはできない。

この点、請求人は、自立更生に当てられる金額などは控除されるものであり、年金額の全部又は一部を返還する必要のない場合があるにもかかわらず、何も控除されていないから原処分は違法又は不当であると主張する。しかしながら、請求人の主張する自立更生費のうち、自動車の購入費用については、処分庁の要請にもかかわらず、今後の自立更生に自動車を要することにつき、請求人及びその妻から十分な説明とそれを裏付ける資料の提出が行われていない。他方、今後の生活費については、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性の観点からみて、真にやむを得ない理由により控除するための特段の事情があるとは認められない。

したがって、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美